

練馬区医療型短期入所運営費補助金交付要綱

令和4年10月28日

4練福障第1772号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所を実施する事業所（以下「短期入所事業所」という。）のうち、練馬区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）にある医療型短期入所事業所の運営に要する経費の一部を補助することにより、短期入所事業所における医療的ケアが必要な障害者および障害児の受入れを促進し、もって障害者および障害児ならびにその家族に対する福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱による補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表第7の1のロまたはハを算定している医療型短期入所とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、区内で前条の補助対象事業を行う事業所（以下「医療型短期入所事業所」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、つぎに掲げる者は、補助対象者としなない。

- (1) 暴力団（練馬区暴力団排除条例（平成24年12月練馬区条例第54号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）または暴力団関係者（同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- (2) 法人の代表者、役員または使用人その他の従業者もしくは構成員に暴力団関係者に該当する者があるもの

(補助対象経費)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる経費は、医療型短期入所事業所の運営に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内とし、医療型短期入所の利用者（区内に住所を有する者に限る。）1人につき1日12,000円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、練馬区医療型短期入所運営費補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添付して、区長が指定する期日までに区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、当該申請に係る書類の内容を審査し、および必要に応じて現地調査等を行い、これを適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、練馬区医療型短期入所運営費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、必要があると認めるときは、前項の規定による補助金の交付決定に当たり条件を付することができる。

3 区長は、第1項の審査または現地調査等の結果、申請の内容が不相当と認めるときは、補助金の不交付を決定し、理由を付して練馬区医療型短期入所運営費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求および交付)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次条に定める時期までに、練馬区医療型短期入所運営費補助金交付請求書（第4号様式）に必要書類を添付して、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る書類の内容を審査し、および必要に応じて現地調査等を行い、これを適当と認めたときは、次条の規定により補助金を交付するものとする。

(補助金の請求の時期および交付額)

第9条 補助金の請求の時期および交付額は、つぎの表のとおりとする。

請求の時期		交付額
第1回	10月末日まで	第5条の規定により算出した4月から9月までの補助額
第2回	4月15日まで	第5条の規定により算出した10月から3月までの補助額

2 年度の途中で交付決定を受けた補助事業者は、交付決定時に前項に規定する請求の時期を既に経過している補助金については、同項の規定にかかわらず、交付決定を受けた日の属する月の末日までに区長に請求するものとする。

(是正のための措置)

第10条 区長は、第7条第1項の規定による審査および現地調査等の結果、補助対象事業が補助金の目的に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

2 区長は、第8条第2項の規定による審査および現地調査等の結果、補助対象事業の成果が補助金の目的、交付決定の内容またはこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

3 補助事業者は、前2項の規定による命令により必要な措置をとったときは、書面により当該措置の内容を区長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 区長は、補助事業者がつぎの各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容もしくはこれに付した条件または交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 第3条第2項に該当するに至ったとき。
- (5) その他補助対象事業に関して法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(違約加算金および延滞金)

第13条 区長が第11条の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業者に対し補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を区に納付しなければならない。

2 区長が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、当該補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、当該補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を区に納付しなければならない。

(他の補助金の一時停止等)

第14条 区長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、当該補助事業者が当該補助金、違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、当該補助事業者に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(関係書類の整理保管)

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿その他の関係書類を当該補助対象事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、福

社部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。